

－ 審査事務規程の一部改正について（第28次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和2年4月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 「敷地等における秩序維持等」の明確化

- 的確で厳正かつ公正な審査業務を行うための環境を確保していく観点から、検査担当者等への相談や質問等の禁止について明確化を行います。[4-1]

2. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

- 原動機を停止した状態の自動車において乗降口に備える扉の施錠又は解錠と連動して作動する灯火（アンサーバック機能を有する灯火）を制限しないこととします。[1-3, 6-92, 7-92, 8-92]

対象車：全車

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347